



安定器等・汚染物の 処理について

H26.6 に国の処理基本計画が改訂され、東京都内で
保管されている安定器等・汚染物を処分
できる施設等が決まりました。



PCB 廃棄物 の種類	高濃度 PCB 【PCB 濃度】 5,000 mg/kg 超		低濃度 PCB (微量 PCB を 含む。)
	①トランス ②コンデンサ (重量 3 kg 以上)	①照明用安定器 ②小型電気機器 (重量 3 kg 未満) ③PCB 汚染物 (感圧複写紙、ウエス等)	【PCB 濃度】 0.5 超～5,000 mg/kg 以下
処分施設	中間貯蔵・環境安全事業(株) (通称: JESCO) ※平成 26 年 12 月に日本環境安全事業(株)が社名変更		低濃度・ 微量 PCB 無害化処理 認定施設等 (環境省 HP 参照)
	<u>東京事業所</u> 【問合せ・処分子約先】 TEL03 (5765) 1927 ※処分子約をしていない場合 は、上記へ至急予約してくださ い。	<u>北海道事業所</u> 【問合せ先】 TEL03(5765)1197 ※都内に問合せ窓口があります。 ※処分子約の開始時期等 については、上記へお問い合 わせください。	
処分期限	平成 3 5 年 3 月 3 1 日	平成 3 6 年 3 月 3 1 日	平成 3 9 年 3 月 3 1 日